三　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十七条に規定する過誤納がある者の抽出、充当に関する処理及び還付に関する処理に係る機能を備えること。
四　延滞金に関する処理及び督促に関する処理に係る機能を備えること。
五　繰越に関する処理及び調定に関する処理に係る機能を備えること。
六　納付書等の発行、納付書等の再発行及び証明書の発行に係る機能を備えること。
七　統計資料の作成に係る機能を備えること。
八　税務システム以外のシステムとの連携、納税管理人等に係る情報の管理及び検索に係る機能を備えること。
九　区（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十に規定する区及び同法第二百五十二条の二十の二に規定する総合区をいう。以下同じ。）ごとに賦課及び収納の情報の管理に係る機能を備えること。
十　区ごとに課税に関する情報との照合及び口座振替に関する事務の処理等の収納に係る機能を備えること。
十一　区ごとに還付の対象となる者の選択その他の還付充当に係る機能を備えること。
十二　区ごとに納税管理人の設定に係る機能を備えること。
十三　区ごとに条件を定めて検索できる機能を備えること。
十四　区ごとに帳票を出力する機能を備えること。
十五　その他告示で定める機能を備えること。

（滞納管理に係る機能要件の標準）

第六条　税務システムのうち滞納管理に係る機能要件の標準は、次のとおりとする。
一　滞納に関する情報の管理に係る機能を備えること。
二　滞納者に関する情報の管理、催告に係る処理、交渉及び訪問に関する処理、分割納付に係る処理、徴収及び換価の猶予に関する処理、納付の受託に係る処理、財産の調査に関する処理、滞納処分に係る処理、公売に係る情報の管理、滞納処分の停止に係る処理、時効に関する処理並びに不納欠損の処理に係る機能を備えること。
三　納付書等の発行及び再発行に係る機能を備えること。
四　税務システム以外のシステムとの連携及び検索等に係る機能を備えること。
五　区ごとに滞納者に関する情報の管理に係る機能を備えること。
六　区ごとに帳票を出力する機能を備えること。
七　税務署等で使用される電子情報処理組織との情報連携に係る機能を備えること。
八　その他告示で定める機能を備えること。

（個人住民税に係る機能要件の標準）

第七条　税務システムのうち個人の市町村民税及びこれと併せて賦課徴収を行う個人の道府県民税並びにこれらと併せて賦課徴収を行う森林環境税（以下「個人住民税」という。）に係る機能要件の標準は、次のとおりとする。
一　基本情報の管理、地方税法第三百十七条の六第一項に規定する給与支払報告書並びに同法第四十五条の二第一項及び第三百十七の二第一項に規定する申告書（第九号において同じ。）の管理、申告情報等の登録及び処理その他の個人住民税に関する基本情報の管理に係る機能を備えること。
二　課税標準とすべき所得及び税額の決定、地方税法第二十三条第一項第八号及び第二百九十二条第一項第八号に規定する控除対象配偶者の確認その他の年度当初の賦課決定（地方税法第十七条の四第一項第一号に規定する賦課決定をいう。）の準備に係る機能を備えること。
三　不申告及び修正申告の処理、減免した場合の処理、納税義務者に異動が生じた場合における処理その他の更正に係る機能を備えること。
四　地方税法第一条第一項第六号に規定する納税通知書（以下「納税通知書」という。）及び所得証明書等の交付に係る機能を備えること。
五　他の地方公共団体等との間の照会に係る機能を備えること。
六　調定及び統計に係る機能を備えること。
七　賦課に関する情報等の提供及び受領に係る機能を備えること。
八　検索に係る機能を備えること。
九　区ごとに基本情報の管理、申告書の作成及び税額の決定その他の年度当初の賦課徴収の準備ができる機能を備えること。
十　区ごとに納税義務者の住所地の区に異動が生じた場合における特別徴収（地方税法第三百二十一条の三第一項に規定する特別徴収をいう。）に係る処理等の更正ができる機能を備えること。
十一　区ごとに給与所得に係る特別徴収税額（地方税法第三百二十一条の四第一項に規定する特別徴収税額をいう。）の通知等の交付ができる機能を備えること。
十二　区ごとに非課税者（個人の道府県民税及び個人の市町村民税を課されない者のことをいう。）のリストを出力できる等の調定及び統計に係る機能を備えること。
十三　区ごとに条件を定めて検索できる機能を備えること。
十四　区ごとに帳票を出力する機能を備えること。
十五　税務署に対して提供する情報について、区ごと及び税務署管轄ごとに出力できる機能を備えること。
十六　その他告示で定める機能を備えること。

（法人の市町村民税に係る機能要件の標準）

第八条　税務システムのうち法人の市町村民税に係る機能要件の標準は、次のとおりとする。
一　法人等（法人並びに地方税法第二百九十四条第一項第五号に規定する個人及び同条第八項において法人とみなされるものをいう。以下この条において同じ。）の基本情報（法人の名称、主たる事務所又は事業所の所在地、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十六項に規定する法人番号その他の法人等に係る基本的な情報をいう。第六号及び第九号において同じ。）の登録及び修正に係る機能を備えること。
二　申告書（地方税法第三百二十一条の八第一項、第二項、第三十一項及び第三十三項から第三十五項までの規定による申告書をいう。以下この号及び第十号において同じ。）の登録、納付書（地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第十条第二十二項に規定する納付書及び同令第三十八条（同条の表八の項に係る部分に限る。）の規定による納付書をいう。）の作成その他の申告書の受付に係る機能を備えること。
三　更正及び決定に係る機能を備えること。
四　不申告の法人等の調査に係る機能を備えること。
五　証明書の発行に係る機能を備えること。
六　法人の市町村民税を減免した法人等の基本情報の管理に係る機能を備えること。
七　調定及び統計資料の作成に係る機能を備えること。
八　検索、保守その他のシステムに係る共通の機能を備えること。
九　区における法人等の基本情報の管理に係る機能を備えること。
十　区ごとに申告書の作成、登録その他の申告書の受付に係る機能を備えること。
十一　区ごとに法人の市町村民税を減免した場合の減免の情報の管理に係る機能を備えること。
十二　区ごとに条件を定めて検索ができることその他のシステムに係る共通の機能を備えること。
十三　区ごとに帳票を出力する機能を備えること。
十四　その他告示で定める機能を備えること。